奈良県告示第三百九十三号

次のとおり介護機関の指定をした。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、

平成二十六年三月十四日

奈良県知事 荒 井 正 吾

年三月一日	護予防通所介護及び介	町二〇七一一	ー ビスハロ リハビリ	町 一 五 二 一 三	大 株式会社
年三月一日	護予防通所介護及び介	井足八 井足八	まっておく	宇陀市榛原下	吉村、会社
年三月一日	護予防訪問介護	野新町一ー一	延命堂	野新町一ー一	療院。一個人
		所在地	名 称	所の所在地	名 称
指定年月日	種類 居宅サービスの	くは居宅介護支援事業所又は居宅介護事業所若し訪問看護ステーション等	スは居宅か マは居宅か くは居宅か	は居宅介護支援事業者は居宅介護事業者若しく指定訪問看護事業者等又	指定訪問舞は居宅介護